2023年4月1日から

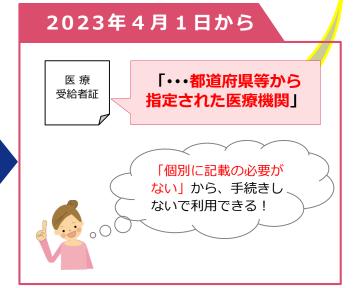
指定難病及び小児慢性特定疾病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2023年4月1日以降、島根県が発行する医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」ではなく「難病法に基づき都道府県等から指定された医療機関」または「児童福祉法に基づき都道府県等から指定された医療機関」と記載します。

そのため、新たに利用する指定医療機関 (*1) として事前の申請を しなくても、助成対象として受診できるようになります。

(※1) 医療機関が「難病法または児童福祉法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市のHPにおいてご確認ください。

2023年3月31日まで 病院・診療所 A病院 所在地 O区××2-1 医療 受給者証 薬局 R薬局 所在地 ○区 ∧ ∧ 1-1 薬局 で薬局 所在地 O⊠□□3-1 駅前に新しくできた薬 局を利用したいけど、 手続きが必要…



《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「<mark>個別の指定医療機関の名称</mark>」が記載されていますが、2023年4月1日以降も、特段の手続きを行うことなく、利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください (※2)。

(※2)更新時より前に、上記の変更を希望する場合は、下記連絡先までご連絡ください。

